

山梨県公報

第千九百四十四号

平成二十一年

四月三十日

木曜日

目次

平成二十一年度調理師試験の実施	一三七
大規模小売店舗の名称及び所在地並びに大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出	一三七
大規模小売店舗の名称の変更の届出	一三九
国土調査の指定	一三九
建設業法に基づく監督処分(二件)	一三九
開発行為に関する工事の完了について	一四〇

公 告

●平成二十一年度調理師試験の実施

調理師法(昭和三十三年法律第百四十七号)第三条の二第一項の規定により、平成二十一年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成二十一年四月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 試験日時

平成二十一年七月四日(土)午後一時から三時まで

二 試験場所

甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学

三 試験科目

試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。

- 1 食文化概論
- 2 衛生法規
- 3 公衆衛生学
- 4 栄養学
- 5 食品学

6 食品衛生学

7 調理理論

四 受験資格

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者であつて、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十六号)第四条に定めるものにおいて二年以上調理の業務に従事したるもの

五 受験願書受付期間

平成二十一年五月十八日(月)から同月二十二日(金)までの午前九時から午後四時までとする。

六 受験願書提出場所

住所地为所轄する保健所又は中北保健所峡北支所とする。ただし、山梨県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部健康増進課とする。

七 提出書類

1 受験願書

2 履歴書

3 学校教育法第五十七条に規定する者であることを証する書類

調理師法施行規則第四条に規定する施設又は営業において二年以上調理の業務に従事した者であることを証する当該施設の長又は営業主の証明書(受験者が施設の長又は営業主である場合は、調理師会その他の調理師関係団体の長の証明書)

写真(出願前六箇月以内に撮影した正面、上半身及び無帽のものであつて、大きさが縦六センチメートル、横四・五センチメートルのもの)

八 受験手数料

六千円(受験願書に六千円に相当する額面の山梨県収入証紙をはりつけ、消印しないこと。)

手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかつた場合でも返還しない。

●大規模小売店舗の名称及び所在地並びに大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十一年八月三十日まで縦覧に供する。

平成二十一年四月三十日

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
- 1 氏名又は名称 ロック開発株式会社 代表取締役 羽間和彦
 - 2 住所 東京都千代田区神田佐久間河岸六十七
- 二 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ロックタウン山梨中央
 - (二)(-) 所在地 山梨県中央市下河東字上窪四百

- (-) 変更した事項
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	ロックシティ山梨中央	ロックタウン山梨中央
大規模小売店舗の所在地	山梨県中央市医大南部土地画整理事業地内七十七の一街区二画地外	山梨県中央市下河東字上窪四百

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更事項	変更後の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	変更後の住所
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社大創産業 代表取締役 矢野博文	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番十四号
	株式会社マックハウス 代表取締役 栗原勝利	東京都杉並区梅里一丁目七番七号
	株式会社チヨダ 代表取締役 舟橋政男	東京都杉並区成田東四丁目三十九番八号
	株式会社レモール 代表取締役	奈良県御所市大字池之内

取締役 米田保伸	三百六十三番地
株式会社ハニーズ 代表取締役 江尻義久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松二十七番一号
株式会社桔梗屋 代表取締役 中丸眞治	山梨県笛吹市一宮町坪井千九百二十八番地
B Rサーティワンアイス クリーム株式会社 代表取締役 尾崎仙次	東京都品川区上大崎三丁目二番一号
有限会社橋爪商店 代表取締役 橋爪治男	山梨県甲府市国母五丁目四番地十四号
株式会社ポイント 代表取締役 石井稔晃	東京都中央区八重洲二丁目七番一号
ムシユタック貿易株式会社 代表取締役 アリムシユタック	東京都新宿区西新宿七丁目十九番地五西新宿OSビル五F
CLAY 代表取締役 野田秀樹	山梨県甲府市東光寺町千六百十六番地二十四号
兼松コミュニケーションズ株式会社 代表取締役 長谷川久也	東京都新宿区西新宿八丁目五番一号野村不動産西新宿共同ビル五F
株式会社パステル 代表取締役 鈴木和彦	福島県郡山市島一丁目二十八番五号
株式会社ひらおか 代表取締役 平岡正也	静岡県静岡市葵区春日二丁目十一番十号
有限会社サボイ 代表取締役 秋山憲	山梨県甲斐市篠原二千三百三番地

株式会社三城 多根裕詞	代表取締役 東京都中央区銀座二丁目 七番十七号
ペットシテイ株式会社 代表取締役 豆鞘亮一	代 東京都中央区新川二丁目 二十四番二号豊平ビル三 F
株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正	山口県山口市佐山七百十 七番地一号
株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇	群馬県前橋市日吉町四丁 目四十番地の十一
株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽樹	北海道札幌市東区北二十 四条東二十丁目一番二十 一号
マックスバリュ東海株式会 社 代表取締役 内山一美	静岡県駿東郡長泉町下長 窪三百三番地一
株式会社三島戸田書店 代表取締役 古川泰明	静岡県田方郡函南町仁田 七十番地一

3 変更の年月日

平成二十年六月十日

三 届出年月日

平成二十一年四月十三日

● 大規模小売店舗の名称の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十一年八月三十日まで縦覧に供する。

平成二十一年四月三十日

一 届出者の氏名又は名称及び住所

山梨県知事 横 内 正 明

- 氏名又は名称 有限会社プリバ 取締役 馬場則明
 - 住所 東京都中央区銀座八丁目十一番九号
- 二 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 メガセンタートリアル南アルプス店
所在地 山梨県南アルプス市小笠原字雨久保千四百二十三 一番
- 変更した事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	スーパーセンタートリアル南アルプス店	メガセンタートリアル南アルプス店

3 変更の年月日

平成十九年十一月十五日

三 届出年月日

平成二十一年四月十三日

● 国土調査の指定

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、次のとおり国土調査として指定した。

平成二十一年四月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 国土調査の指定年月日

平成二十一年四月十三日

二 調査を行う者の名称

富士吉田市、中央市、身延町

三 調査地域

富士吉田市大字下吉田及び大字新倉の一部、中央市大字西花輪古宮、村間、村北、村東及び村前並びに南巨摩郡身延町車田の一部

四 調査期間

平成二十一年四月三十日から平成二十二年三月三十一日まで

● 建設業法に基づく監督処分

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十一年四月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年四月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社永光建設
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市長坂町長坂上条八百九十一番地二
 - 3 代表者の氏名 小澤亨
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一九）第一三三五号
- 四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項に基づく営業の停止命令
 - 1 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部
 - 2 期間 平成二十一年五月一日から六月十四日までの四十五日間
 - 五 処分の原因となった事実 被処分者の元代表取締役及び元取締役が刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十八条の規定に違反し、甲府地方裁判所において懲役刑に処する旨の判決を受け、この刑が確定した。

● 建設業法に基づく監督処分

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十一年四月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年四月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社北杜建設
 - 2 主たる営業所の所在地 韮崎市中田町中條千七百七十四番地二
 - 3 代表者の氏名 矢野雅彦
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第八八九一号
 - 四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項に基づく営業の停止命令
 - 1 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部
 - 2 期間 平成二十一年五月一日から六月十四日までの四十五日間
 - 五 処分の原因となった事実 被処分者の元代表取締役が刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十八条の規定に違反し、甲府地方裁判所において懲役刑に処する旨の判決を受け、この刑が確定した。

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十一年四月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
南都留郡山中湖村山中字南大道路端三五〇の一、三五〇の三及び三五〇の八の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
山梨県南都留郡山中湖村山中三百五十番地一 株式会社ホンカ・ジャパン 代表取締役 サレライネン・マルコ